

# 掲示板 設置事業補助制度

平成 23 年度 募集要項



国分寺市 市民生活部 協働コミュニティ課

平成 23 年度

## 〈目次〉

■ 目的.....	1
■ 補助対象経費及び補助金額.....	1
■ 交付対象団体.....	1
■ 募集から補助金交付までの流れ.....	2
■ 申請方法.....	3
■ その他注意事項.....	3

## ■ 目的

この制度は、市内の自治会・町内会等の団体が管理し、地域の情報の伝達及び公共の用に供するために屋外に設置する掲示板に対して、その費用の全部又は一部を補助するものです。地域の活性化を図ることを目的としています。

## ■ 補助対象経費及び補助金額

対象経費	補助金額	補助割合
掲示板の新設費 又は建替え費	60,000円を限度とする金額。ただし、自治会等が自ら材料を調達し、制作するときは、材料費の40,000円を限度とする金額。	掲示板の新設費又は建替えに要する費用の3分の2以内。ただし、自治会等が自ら材料を調達し、制作するときは材料費の全額。
掲示板の修繕費	20,000円を限度とする金額。ただし、自治会等が、自ら材料を調達し、修繕を行うときは材料費の20,000円を限度とする金額。	掲示板の修繕に要する費用の3分の2以内。ただし、自治会等が、自ら材料を調達し、修繕を行うときは材料費の全額。

※「新設」とは、現在設置されていないところに新しく設置するもの。

「建替」とは、現在設置されているものを全部新しく建替えるもの。

「修繕」とは、現在設置されているものの一部を修繕するもの。

※取付費用・文字表示費用・撤去処理代は、補助対象になりません。

### (補助申請の制限)

この補助制度を利用し、補助金の交付を受けた団体は、交付の決定のあった日から起算して、下記に掲げる期間を経過しなければ、新たな補助申請をすることができません。

対象経費	期間
補助を受けて新設・建替えした掲示板の建替え費	10年
補助を受けて修繕した箇所の修繕費	5年

補助額は、当該年度の予算の範囲内とします。

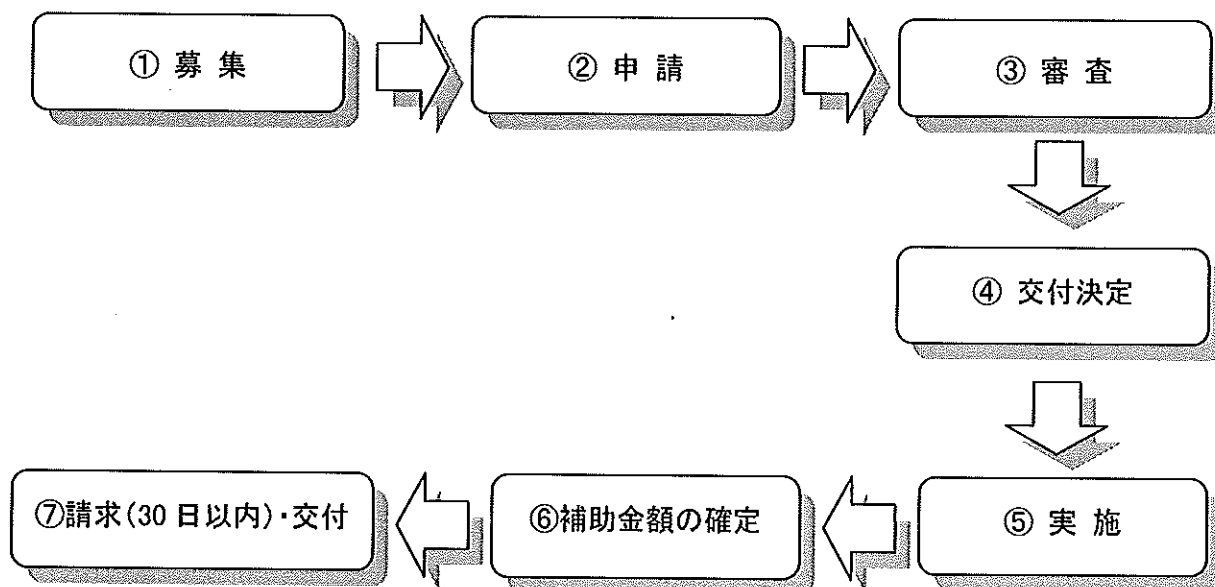
\* 補助額は、当該年度の予算の範囲内とし、複数の自治会等が申請され、その合計額が予算額を超える場合は、市の基準に基づき決定します。

## ■ 交付対象団体

交付対象団体は、以下の要件を全て満たしている団体です。

- (1) 一定の地域の住民が地域活動を行うために会員となり、自主的かつ民主的に運営されている団体であること。
- (2) 地域の親睦を図り、地域の課題を解決するために組織された団体であること。
- (3) 宗教の教義の布教等を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条(公職の定義)に規定する公職をいう。)の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。
- (6) 定款、規約又は会則を有すること。
- (7) 収支予算書等を有すること。

## ■ 募集から補助金交付までの流れ



#### ① 募 集 (12 月 )

- ・ 市報「12月1日号」により募集。

#### ② 申 請 (12 月 1 日 ~ 12 月 15 日)

- ・ 必要書類の提出。

#### ③ 審 査 (12 ~ 1 月 )

- ・ 申請内容の審査を行います。

#### ④ 交 付 決 定

- ・ 審査終了後、市から申請者に交付決定通知書を郵送します。

#### ⑤ 実 施

- ・ 交付決定通知書が届いたら、事業に着手してください。

#### ⑥ 事 業 報 告 書 提 出

- ・ 事業完了後、速やかに協働コミュニティ課に事業報告書等を提出してください。

#### ⑦ 補 助 金 額 の 確 定

- ・ 補助金を確定し、市から申請者に補助金確定通知書を郵送します。

#### ⑧ 請 求 書 提 出 及 び 交 付

- ・ 申請者からの請求に基づき、補助金を交付します。
- ・ 申請者の補助金交付申請団体名義の口座に補助額を振り込みます。
- ・ 振込に際しては、請求日より1ヶ月程度の時間をいただいております。

### ■ 申 請 方 法

#### ・申 請 期 間 及 び 提 出 先

申請期間は、平成23年12月1日(木)~12月15日(木)まで。

下記の提出書類を、「国分寺市役所 協働コミュニティ課」まで持参してください。

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く

#### ・提 出 書 類

1. 掲示板設置事業補助金交付申請書
2. 事業計画書
3. その他の書類
  - ア 計画図 :1掲示板に対して1枚作成
  - イ 自治会自ら材料を調達して制作する場合は、掲示板材料費内訳書、業者に依頼の場合は見積書・パンフレット等
  - ウ 団体の概要説明書(定款・規約又は会則等)
  - エ 団体の収支予算書等

## ■ その他注意事項

※掲示板設置は、民間の土地に設置することを原則とします。申請前に土地所有者に借用の確認をとり、承諾書をいただいでください。

※掲示板が水路など特定公共物占有等許可を得て設置されている場合、許可書の写しが必要です。

※公道に設置されている場合は、ご相談ください。

※申請後、現地調査を行います。立会いをお願いする場合がありますので、ご承知ください。

※一つの団体に補助する掲示板の数の上限は、加入世帯数により異なります。

- |               |    |
|---------------|----|
| 1. 1～100世帯以下  | 一基 |
| 2. 101～500世帯  | 二基 |
| 3. 501～1000世帯 | 三基 |
| 4. 1001世帯以上   | 四基 |

※補助の申請をした団体は、交付決定を受ける前に事業を行うことはできません。必ず、交付決定を受けた後に行ってください。

※交付決定された内容を変更する場合は、手続きが必要です。変更届を提出してから事業を行ってください。

※企業名や個人名が表示されているものは補助の対象になりません。

### 【問い合わせ先】

国分寺市役所 市民生活部 協働コミュニティ課

担当：遠藤、奥山

〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

TEL：042-325-0111(内362)

E-mail：community@city.kokubunji.tokyo.jp

年 月 日

国分寺市長 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

電話番号

### 掲示板設置事業補助金交付申請書

掲示板設置事業について、補助金を交付されたく、事業計画書を添えて申請します。

## 事業計画書

### 1 事業計画の概要（該当にチェック）

自治会自ら材料を調達して制作

業者に依頼

2 加入世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯

3 掲示板総台数 \_\_\_\_\_ 台

### 4 申請内容

N0	区分	自立式・壁掛け式	金額
1		自立式・壁掛け式	
2		自立式・壁掛け式	
3		自立式・壁掛け式	
4		自立式・壁掛け式	

※区分欄は、新設＝①，建替＝②，修繕＝③のうち該当番号を記入してください。

### 5 事業費財源

自治会自己資金 \_\_\_\_\_ 円

補助金 \_\_\_\_\_ 円

計 \_\_\_\_\_ 円

### 6 添付書類

① 計画図（掲示板1台につき1枚作成）

② 自治会自ら材料を調達して制作の場合は掲示板材料費内訳書，  
業者に依頼の場合は見積書・パンフレット等

事業計画書

記入例

1 事業計画の概要

- 自治会自ら材料を調達して制作
- 業者に依頼

どちらかにチェックしてください。

2 加入世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯

3 掲示板総台数 \_\_\_\_\_ 台

① 新設 ② 建替え ③ 修繕  
のうち、該当番号を記入。

4 申請内容

NO	区分	自立式・壁掛け式	金額
1		自立式・壁掛け式	
2		自立式・壁掛け式	
3		自立式・壁掛け式	
4		自立式・壁掛け式	

※区分欄は、新設=①、建替=②、修繕=③のうち該当番号を記入してください。

自立式か壁掛け式、該当するものに○を記入。

5 事業費財源

自治会自己資金 \_\_\_\_\_ 円

補助金 \_\_\_\_\_ 円

計 \_\_\_\_\_ 円

6 添付書類

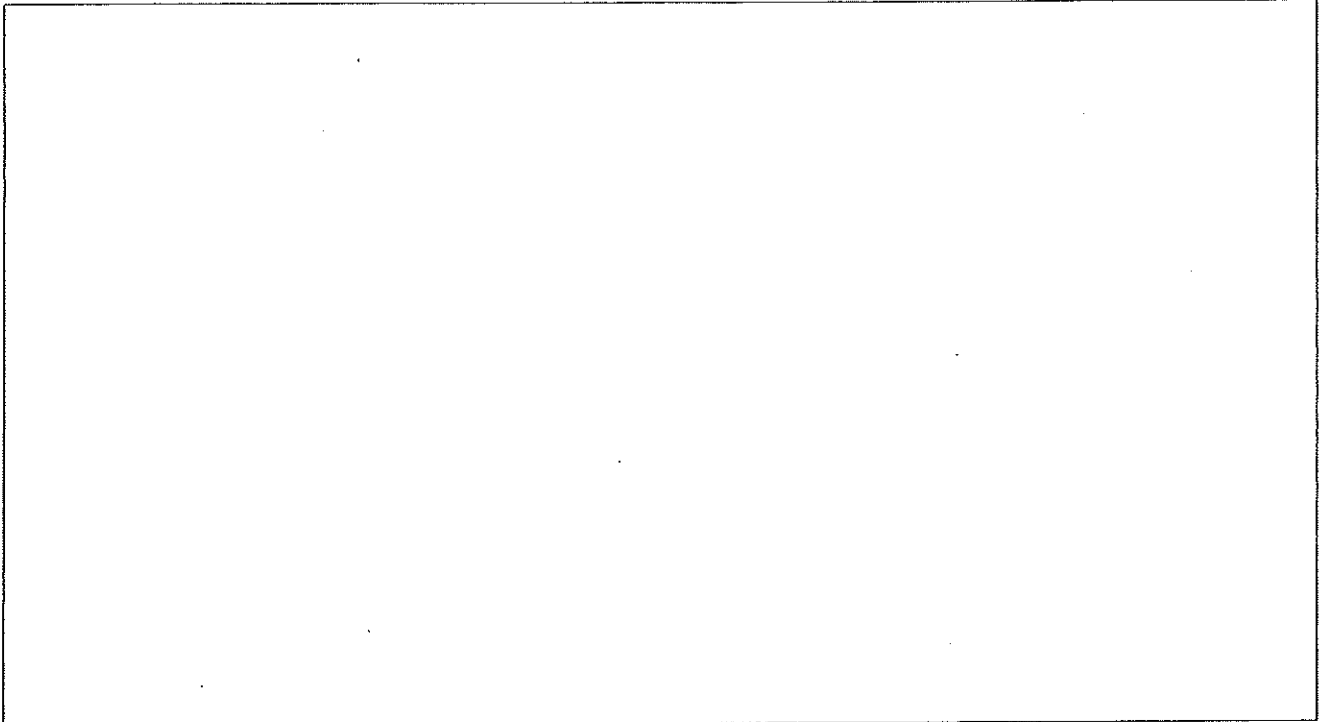
- ① 計画図（掲示板1台につき1枚作成）
- ② 自治会自ら材料を調達して制作の場合は掲示板材料費内訳書、業者に依頼の場合は見積書・パンフレット等

計画図（掲示板 NO.

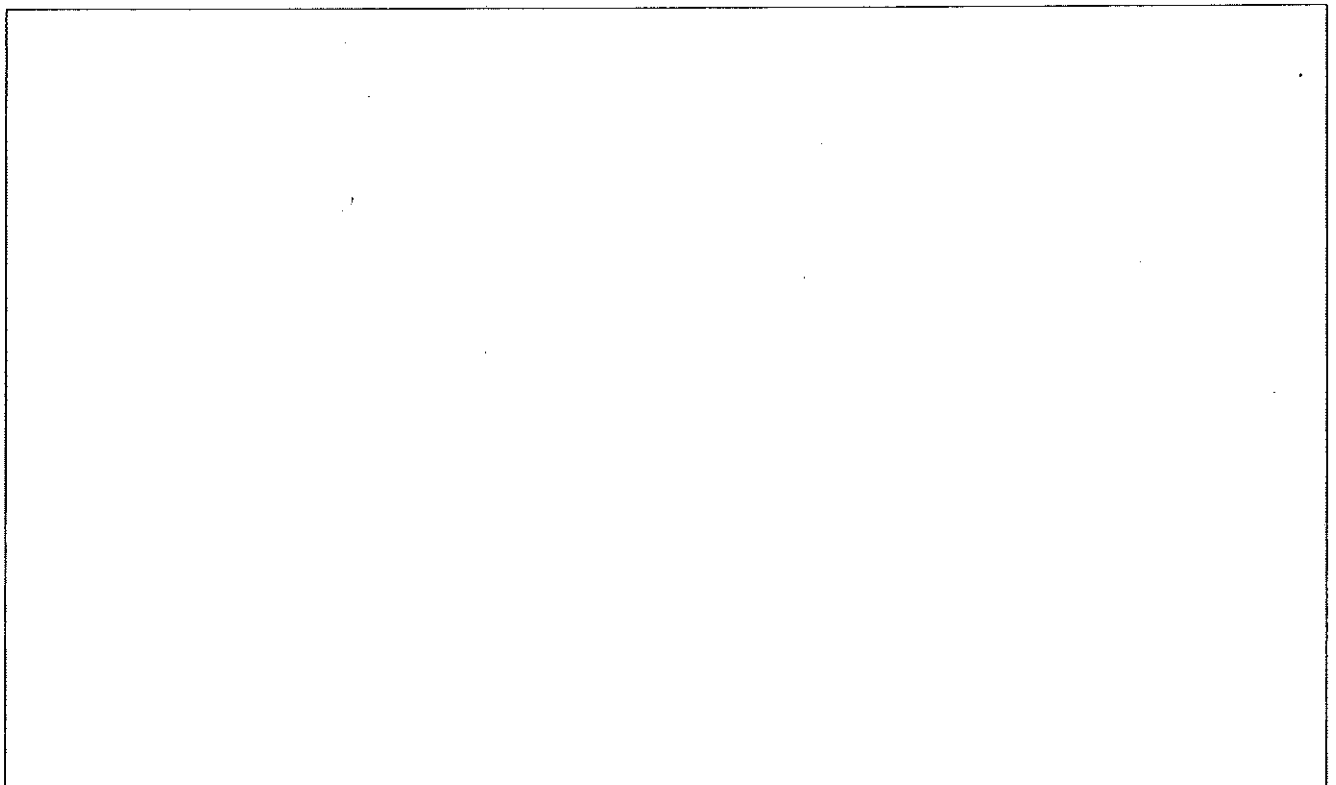
※）※事業計画書の事業費番号記載

① 所在地番 国分寺市 \_\_\_\_\_

② 申請掲示板設置場所配置図



③ 写真（建替え及び修繕の場合）

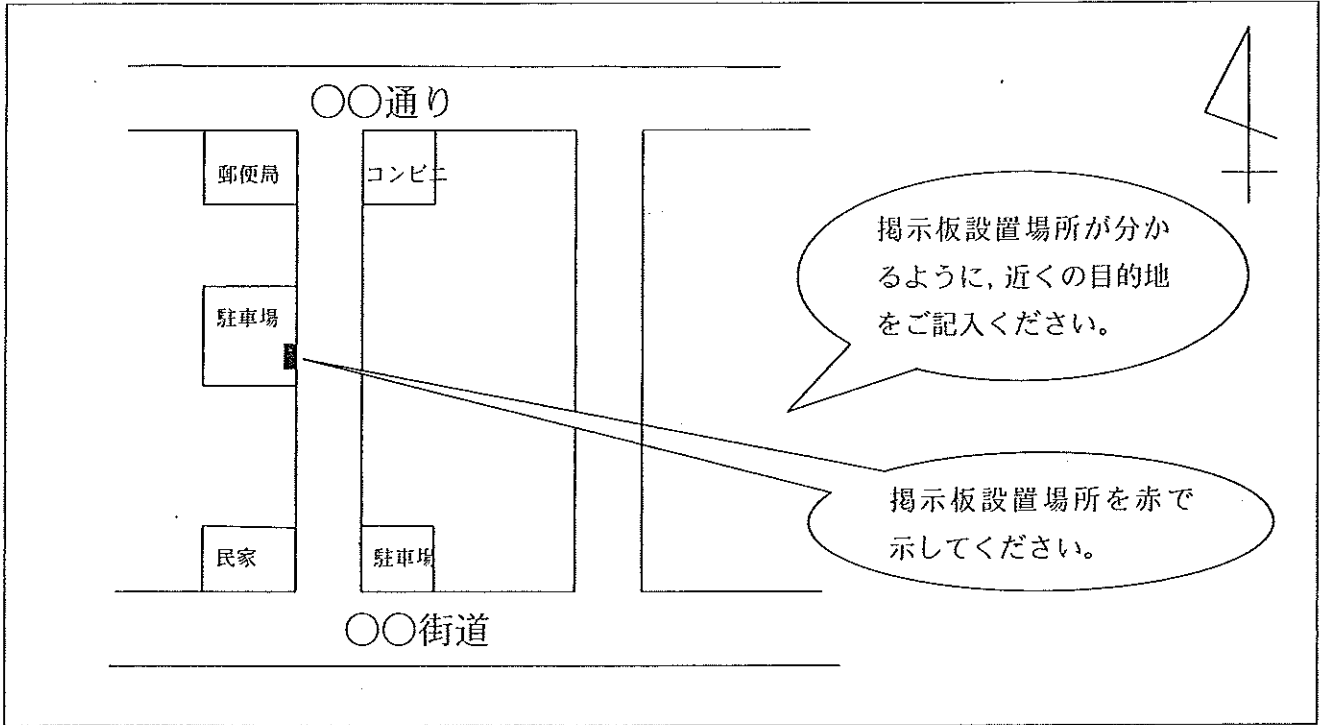


計画図（掲示板 NO.

※）※事業計画書の事業費番号記載

①所在地番 国分寺市 \_\_\_\_\_

②申請掲示板設置場所配置図



③写真（建替え及び修繕の場合）

